

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

規 則

- 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則……（福祉保健局健康安全部食品監視課）…一
- 公共測量の終了（七件）……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……（都市整備局市街地整備部民間開発課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
- 平成二十六年度ふぐ調理師試験の実施……（福祉保健局健康安全部健康安全課）…四
- 管理栄養師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……（同）…五
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……（同）…五

告 示（公）

- 指定講習機関の届出事項の変更届出（二件）……六
- 認定教育実施者届出事項の変更届出（二件）……七

規 程（交）

- 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等と

の一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………七

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…七
- 特定非営利活動法人の認定……………（同）…八
- 屋外広告物講習会の開催……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…九
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（同）…一〇

### 規 則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年五月一日  
東京都知事 舛 添 要 一

#### ●東京都規則第八十七号

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和六十一年東京都規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。  
第一条の四中「滋賀県知事」を「滋賀県知事、徳島県知事」に改める。

別表第二中「山口県」を「山口県 徳島県」に改める。  
別表第三中「徳島県」を削る。  
別記第六号様式中「薩摩河内管」を「薩摩河内管、薩摩河内管」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

### 告 示

●東京都告示第七百十九号  
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都市街地再開発組合から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十六年五月一日  
東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 小笠原村母島地内
- 四 測量の期間 平成二十六年一月九日から同年三月二十日  
日まで

●東京都告示第七百二十号  
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十六年五月一日  
東京都知事 舛 添 要 一

平成二十六年五月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

銀座六丁目10地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年十二月十二日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区銀座六丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区銀座六丁目十二番一号

平成二十四年十二月十二日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年五月一日

●東京都告示第七百二十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月一日

東京都知事 舛 添 要 一

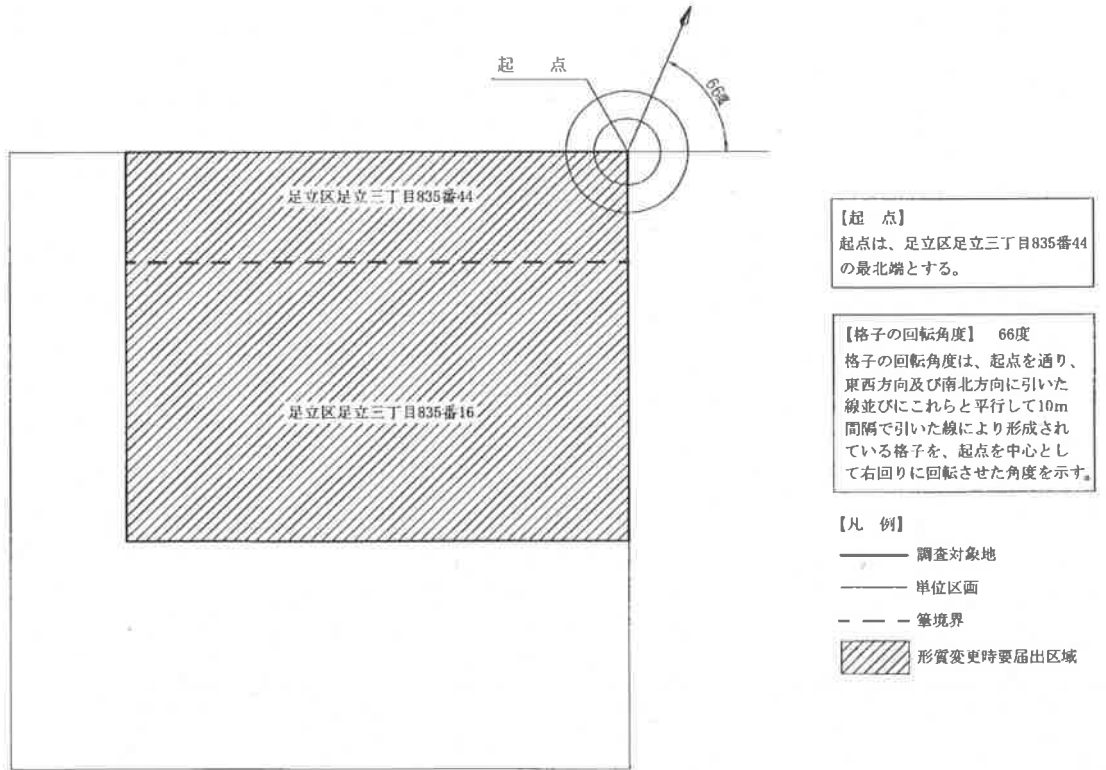
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区足立三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、セレン及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにはう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別 図



●東京都告示第七百二十八号

東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。)第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年五月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 試験日時

(一) 学科試験

平成二十六年七月二十六日(土曜日) 午前十時から  
午前十一時三十分まで

(二) 実技試験

平成二十六年七月二十八日(月曜日) から同年八月  
一日(金曜日) までの間に行い、各受験者宛試験日時  
を通知する。

二 試験会場

学校法人後藤学園武蔵野調理師専門学校(豊島区南池  
袋三丁目十二番五号)

三 試験内容

(一) 学科試験

ア 条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則  
(昭和六十一年東京都規則第二百二十三号。以下「規  
則」という。)に関すること。

イ ふぐに関する一般知識

(二) 実技試験

ア ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。

イ ふぐの処理技術

四 試験手数料